

令和3年2月22日開会

会 議 録

三 島 町 農 業 委 員 会

三 島 町 農 業 委 員 会

1. 日 時： 令和3年2月22日（月） 午後1時30分
2. 場 所： 三島町町民センター 研修室
3. 出席委員： 1番 二瓶 辰雄 委員 2番 阿部 通利 委員
3番 長谷川 秋義 委員 5番 角田 陽市 委員
7番 大竹 祐子 委員 8番 五十嵐 政人 委員
五十嵐 健二 推進委員
4. 欠席委員： 6番 菅家 三吉 委員 菅家 壽一 継類
5. 提出議案： 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地利用集積計画について
6. そ の 他： （1）会津若松地方農業委員会連合会研修会について
（2）3月総会日程について
7. 閉 会

三島町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり議事を進行する。

議長： 会議録署名委員を指名します。

1 番 二瓶 辰雄 委員、3 番 長谷川 秋義 委員にお願いいたします。

次に会期の決定についてお諮りいたします。本日の会議は一日のみとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

< 全員異議なし >

議長： 異議なしと認め、会期は本日一日のみと決定いたします。

続きまして、会務の報告に移ります。事務局の説明を求めます。

事務局： （ 会務の報告を朗読説明する ）

議長： 続いて、提出議案の審議に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局： （ 議案第1号について朗読説明する ）

議長： それでは、1 件目の西方地区について地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。1 番 二瓶委員、お願いします。

1 番： 当該地は、西隆寺の駐車場から用水路を挟んだ向かい側となります。ここは長い間、農地保全のため草刈りのみ実施され、耕作されていなかった農地で、寺の総代会では駐車場拡張の話も出ておりました。

ですが、今回の申請で農地としての利用が再開されるのであれば、その方がよいと思います。また、ここは申請者の家からも近く、管理しやすい場所にあるため、遠方の農地よりは長く利用が見込めるものと思われます。

議長： 続いて2 件目の浅岐地区の申請について、地区担当委員の8 番 五十嵐委員のご意見を伺います。

8 番： この申請は生前一括贈与ですので、農地が引き継がれるわけです。どこの地区もそうですが、浅岐地区にあっても担い手の高齢化による離農により、耕作放棄地が増えている状況にあります。そのような中であって、世代交代

が行われ、農地が維持されるのは良い事だと思います。

一方で、重要なのはいかに農地を維持して行くのかという事。1件目の場合は、長く耕作されていなかったものの、所有権移転の申請をし、さらに家から近い事もあるって、きちんと耕作される事が見込まれる。しかし、2件目の浅岐地区の申請は、先程説明したように確かに親子で農地が受け継がれる事は良い事だと思うが、譲受人は郡山市に住んでおり、はたして片道2時間かけて通って耕作できるのだろうかという心配もある。

あるいは無用な心配で、近い将来、浅岐地区に移住し耕作するようになるかもしれないし、さらに他の人に所有権移転なり賃貸借するかもしれない。いずれにしても、耕作放棄地とならないようにして頂きたい。

議長： 地区担当委員からのご意見、ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。ご意見等ございましたら挙手願います。

8 番： 今回の申請は、下限面積（10a）を超えているか。特に2件目の浅岐の場合は、譲受人は1筆も持っていないのではないかと。

事務局： 下限面積は超えています。農地法における下限面積は農地取得後の面積となるため、いずれも10aを超えています。

議長： 2件目、浅岐地区の申請の譲渡人、譲受人の間柄は何ですか。

事務局： 譲受人は、譲渡人の長女にあたります。

議長： 他にご意見等ございませんか。無ければ採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

< 全員挙手 >

全会一致、可決決定しました。

続いて、議案第2号 農地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局、説明を求めます。

事務局： （ 議案第 2 号について朗読説明する ）

議 長： 議案第 2 号の申請は、いずれも川井地区となりますので、地区担当の 3 番長谷川委員、補足説明あればお願いします。

3 番： 場所についてですが、1 件目の農地は田部畜産が経営している牧場に入る道の向かい側にあり、貸し手がかすみ草を栽培しているハウスがあります。2 件目の農地は、先程の牧場を進んだ先の山際にあります。

議 長： 補足説明が終わりましたので質疑に移ります。ご意見、ご質問等ございませんか。

8 番： こうして三島にやって来て、新たな担い手としてスタートしてくれるのだから、行政側も助成金等でバックアップして頂きたい。

事務局： お二人は令和 3 年度より新規就農者となる予定であり、そのための補助が出る見込みとなっております。

議 長： 昭和村では、新規就農者を全国規模で呼びかけており、手厚い補助も行っています。三島町でも同等規模のバックアップを実施し、新規就農者を呼び込んで行かなければならないと考えます。

他にご意見等ございませんか。無いようですので採決に移ります。

議案第 2 号 農地利用集積計画について原案に賛成の方の挙手を求めます。

< 全員挙手 >

全会一致、可決決定しました。

以上で、提出議案の協議を終わります。

続きまして、その他（１）会津若松地方農業委員会連合会研修会について事務局、説明願います。

事務局：（会津若松地方農業委員会連合会研修会について説明する）

つきましては、役場より公用車をご用意しますので、集合場所と出発時間について、ご協議頂きたいと存じます。

議長： これまでは、役場に集合して出発し、途中で昼食を取ってから会場に向かっていましたが、いかがですか。

8 番： コロナの影響も考慮した方が良いのではないか。

議長： では、昼食を済ませて11時30分に役場に集合。会場に直接向かうという事でいかがでしょうか。

（異議なしの声）

よろしいですか。では、委員は役場に集合。11時30分出発とします。

なお、ご周知のとおり、今回の事例発表は7番 大竹委員が発表いたします。皆さんの応援の程、よろしくお願いします。

最後に（2）3月総会日程についてですが、次回開催は3月22日月曜日午後1時30分とします。

以上を持ちまして本日の定例総会を終了いたします。お疲れ様でした。

以上会議次第は、書記が記載したものであるが、相違ないことを証明するため署名する。

令和3年2月22日

三島町農業委員会

会 長 阿部通利

議事録署名人 二瓶辰雄

議事録署名人 長谷川秋義